



## ○公 告

保育士試験を次のとおり行う。

平成14年5月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 試験期日

平成14年8月5日(月)から8月8日(木)まで

## 2 試験の場所

長野市三輪8-49-7 長野県短期大学

## 3 試験の科目、時間及び方法

月 日	科 目	時 間	方 法
8月5日 (月)	社会福祉	午前9時30分から午前11時まで	筆 記
	発達心理学及び精神保健	午前11時20分から午後0時50分まで	〃
	小児栄養	午後1時40分から午後3時10分まで	〃
8月6日 (火)	小児保健	午前9時30分から午前11時まで	〃
	保育実習	午前11時20分から午後0時5分まで	〃
	〃 (絵画製作)	午後1時から午後2時10分まで	実 技
8月7日 (水)	〃 (音楽、言語)	午前9時30分から1人当たり約10分間	〃
8月8日 (木)	児童福祉	午前9時30分から午前11時まで	筆 記
	保育原理	午前11時20分から午後0時50分まで	〃
	教育原理及び養護原理	午後1時40分から午後3時10分まで	〃

(注) 保育実習(実技)については、音楽、絵画製作及び言語の中から受験者が2科目を選択することとする。

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を含む。以下同じ。）に2年以上在学して62単位以上修得した者若しくは高等専門学校を卒業した者又は次のいずれかに該当する者
  - ア 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、平成15年3月31日までに62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - イ 学校教育法による高等専門学校の最終学年に在籍している者であって、平成15年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - ウ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって、平成15年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - エ 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、平成15年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - オ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者
- (3) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
- (4) 平成3年3月31日において、次のいずれかの条件を満たした者
  - ア 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
  - イ 児童福祉施設において3年以上の児童の保護に従事した者
- (5) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、適当な資格を有すると認定した者

## 5 試験科目の一部免除

平成12年1月1日以降に行われた保育士試験において合格した科目又は厚生労働大臣の指定する学校若しくは施設において専修した科目については、願い出により当該科目の試験を免除する。

なお、平成14年3月31日以前に次の表の左欄に掲げる科目に合格した者については、その合格の年にそれぞれ同表の右欄に掲げる科目に合格した者とみなす。

児童心理学及び精神保健	発達心理学及び精神保健
保健衛生学及び生理学又は看護学及び実習	小児保健
栄養学及び実習	小児栄養
保育原理及び教育原理	保育原理
	教育原理及び養護原理

## 6 受験手続等

## (1) 提出書類

ア 保育士試験受験願書

イ 住民票の写し

ウ 4の(1)から(6)までのいずれかに該当することを証明する書面

エ 写真(平成14年4月1日以降に撮影した正面上半身無帽のもの(縦4センチメートル、横3センチメートル)とし、裏面に氏名及び年齢を記入すること。)

オ 試験科目の一部免除を受けようとする者にあつては、保育士試験受験科目免除願書

## (2) 提出期間

平成14年6月10日(月)から6月14日(金)まで(郵送の場合は、平成14年6月14日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

## (3) 提出場所

長野県社会部青少年家庭課

県庁専用郵便番号 380-8570

電話番号 026-235-7098

所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

## (4) その他

ア (1)のア及びオの願書の用紙は、長野県社会部青少年家庭課、地方事務所厚生課及び東京事務所で配布する。なお、郵送により請求する場合は、90円切手をはったあて先明記の長形3号の返信用封筒を同封し、青少年家庭課に申し込むこと。

イ 提出書類は、返却しない。ただし、保育士試験受験科目免除願書に添付された保育士試験一部科目合格証明書は、請求により返却する。

## 7 試験手数料

試験手数料8,900円は、長野県収入証紙により（受験願書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 8 試験結果の通知

試験の結果は、平成14年10月上旬に本人に通知する。

## 9 試験結果の開示

試験の結果については、長野県個人情報保護条例の規定に基づき、合否発表日から1年間、口頭により開示を請求することができる。

## 10 その他

この試験についての問い合わせは、長野県社会部青少年家庭課あて行うこと。

青少年家庭課

## ○公 告

平成14年4月26日、小布施土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年5月7日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

## ○公 告

伊那市春富土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年5月7日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

## 理事

## 新任

氏名	住所
野溝勝彦	伊那市大字東春近10399番地
酒井和男	伊那市大字東春近2030番地
阿部師夫	伊那市大字東春近2447番地4
酒井徳男	伊那市大字東春近3594番地
田中章夫	伊那市大字東春近3878番地
松沢哲夫	伊那市大字東春近4207番地1
川上雅喜	伊那市大字東春近8832番地
織井秀夫	伊那市大字東春近9195番地1
鹿野克己	伊那市大字富県4729番地
中原芳信	伊那市大字富県5742番地
橋爪弘	伊那市大字富県7227番地
池上良治	伊那市大字富県9938番地

## 重任

氏名	住所
下平長治	伊那市大字東春近1877番地2
埋橋利彦	伊那市大字富県5573番地
北條俊雄	伊那市大字富県8257番地

## 退任

氏名	住所
井上喜詮	伊那市大字東春近155番地
北原茂勝	伊那市大字東春近1079番地
下平俊二	伊那市大字東春近2386番地
田中和好	伊那市大字東春近3909番地1
小笠原正夫	伊那市大字東春近3111番地
北原義昭	伊那市大字東春近4776番地
小池義幸	伊那市大字東春近8094番地
藤原恒幸	伊那市大字東春近9139番地
藤沢輝長	伊那市大字富県4472番地
小牧典生	伊那市大字富県5462番地
橋爪謙司	伊那市大字富県7243番地
北澤堅一	伊那市大字富県9201番地

監事

新任

氏名	住所
酒井 貞三	伊那市大字東春近2296番地
野溝 嘉彦	伊那市大字東春近2399番地 1
田中 昭男	伊那市大字富県9423番地

退任

氏名	住所
細田 寛文	伊那市大字東春近332番地 1
酒井 和夫	伊那市大字東春近3557番地
小牧 亮久	伊那市大字富県6631番地

土地改良課

平成14年5月7日発行 長野県報 (毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)  
大正2年10月16日第3種郵便物認可 (購読料 (送料とも) 1か月2,038円)



みんなのために 未来のために

**NAGANO**

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026 (235) 7061



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています